

別表 添付書類一覧表

添 付 書 類	例文	経営許可	根拠	変更許可	根拠	廃止許可	根拠
1 見取図（縮尺 1/2, 500 以上） （申請土地の周囲 110m（火葬場は 220m）以内の状況を明らかにしたもの）		○	細則第 3 条 第 2 項第 1 号	○	細則第 3 条 第 3 項第 1 号		
2 配置図 （墓地にあっては、墳墓の区画を明示したもの）		○	細則第 3 条 第 2 項第 2 号	○ （変更前・後）	細則第 3 条 第 3 項第 1 号	○	細則第 3 条 第 4 項第 1 号
＜納骨堂・火葬場のみ＞ 3 施設の平面図、構造図及び仕様書		○	細則第 3 条 第 2 項第 3 号	○ （変更前・後）	細則第 3 条 第 3 項第 1 号		
4 申請土地及びこれに隣接する土地の公図の写し		○	細則第 3 条 第 2 項第 4 号	○ （変更前・後）	細則第 3 条 第 3 項第 1 号	○	細則第 3 条 第 4 項第 1 号
5 申請土地の登記事項証明書		○	細則第 3 条 第 2 項第 5 号	○	細則第 3 条 第 3 項第 1 号	○	細則第 3 条 第 4 項第 1 号
＜申請土地が他人の所有である場合＞ 6 申請土地の所有者の承諾書	例文 1	○	細則第 3 条 第 2 項第 6 号	○ （拡張する部分のみ）	細則第 3 条 第 3 項第 1 号		
7 申請土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書 （承諾が得られない場合は、その理由書）	例文 2	○	細則第 3 条 第 2 項第 7 号	○ （拡張する部分のみ）	細則第 3 条 第 3 項第 1 号		
＜申請者が公益法人又は宗教法人の場合＞ 8 ① 法人の定款又は規則の写し ② 法人の登記事項証明書 ③ 申請に係る意思の決定を証する書類		○	細則第 3 条 第 2 項第 8 号	○	細則第 3 条 第 3 項第 1 号	○ （③のみ）	細則第 3 条 第 4 項第 2 号
9 維持管理の方法の説明書	例文 3～5	○	細則第 3 条 第 2 項第 9 号	○ （変更する場合のみ）	細則第 3 条 第 3 項第 1 号		
＜墓地・納骨堂のみ＞ 10 改葬が終了したことを証する書類 （変更許可の場合で、改葬を必要としない場合は、その理由書）	例文 6・7			○	細則第 3 条 第 3 項第 2 号	○	細則第 3 条 第 4 項第 3 号

添 付 書 類		例文	経営許可	根拠	変更許可	根拠	廃止許可	根拠
11 その他 市長が 必要と 認める 書類	＜申請者が地方公共団体の場合＞ (1) 申請に係る議会の議決書の写し (墓地等の経営（廃止）が議会の議決事項である場合のみ)		○	細則第3条 第2項 第10号	○	細則第3条 第3項第3号	○	細則第3条 第4項第4号
	＜墓地のみ＞ ＜申請者が宗教法人又は法第26条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地であって、申請者が認可地縁団体の場合＞ (2) 使用希望者の一覧表	例文8	○ (注)		○ (拡張の場合のみ)			
	＜墓地のみ＞ ＜申請者が認可地縁団体の場合＞ (3) 認可地縁団体の規約（地方自治法第260条の2第3項に基づく規約）の写し		○		○		○	
	＜墓地のみ＞ ＜申請者が認可地縁団体の場合＞ (4) 認可地縁団体の認可書（地方自治法第260条の2第5項に基づく認可書）及び告示に関する証明書（地方自治法第260条の2第12項に基づく証明書）		○		○		○	
	＜墓地のみ＞ ＜法第26条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地であって、申請者が認可地縁団体の場合＞ (5) 申請に係る意思の決定を証する書類		○		○		○	
	(6) 申請土地の周囲20m以内に河川、国県道、その他重要道路、鉄道軌道等があるときは、その設置者等の同意書	例文9	○ (注)		○ (拡張する部分のみ)			
	＜墓地・火葬場のみ＞ (7) 墓地にあつては申請土地の周囲110m以内、火葬場にあつては申請土地の周囲220m以内に人家、官公署、学校、公園、病院等があるときは、人家にあつては居住者の、官公署等にあつてはその設置者等の同意書	例文9	○ (注)		○ (拡張する部分のみ)			
	(8) 他法令による許認可等が必要な場合は、その許可証等の写し		○ (該当する場合のみ)		○ (該当する場合のみ)			
	(9) その他必要な書類		△		△		△	

注) 法第26条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地をそのまま（移転又は拡張することなく）引き継ぐ場合であつて、申請者が認可地縁団体の場合は省略することができる。